

柏市土木工事共通仕様書 新旧対照表

	平成30年度版	平成28年度版
第1編 共通編		
1-1-1 適用	<p>3. 契約図面, 特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は, …(以下略)</p> <p>4. 特記仕様書, 契約図面, 工事数量総括表の間に相違がある場合, または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合, …(以下略)</p>	<p>3. 契約書に添付されている図面, 特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は, …(以下略)</p> <p>4. 特記仕様書, 図面, 工事数量総括表の間に相違がある場合, または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合, …(以下略)</p>
1-1-2 用語の定義	<p>3. 設計図書とは, 仕様書, 契約図面, 質問回答書をいう。…(以下略)</p> <p>(追記)</p> <p>7. 契約図面とは, 契約時に設計図書の一部として, 契約書に添付されている図面をいう。</p> <p>8. 質問回答書とは, 質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>9. …(中略)…発注者から変更または追加された設計図, 工事完成図等をいう。…(以下略)</p> <p>10. 工事数量総括表とは, …(以下略)</p> <p>11. 指示とは, …(以下略)</p> <p>12. 承諾とは, …(以下略)</p> <p>13. 協議とは, …(以下略)</p> <p>14. 提出とは, 監督職員が受注者に対し, または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し, 差し出すことをいう。</p> <p>15. 提示とは, …(以下略)</p> <p>16. 報告とは, …(以下略)</p> <p>17. 通知とは, 発注者又は監督職員と受注者または現場代理人の間で, 工事の施工に関する事項について, 書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>18. 連絡とは, …(以下略)</p> <p>19. 納品とは, …(以下略)</p> <p>20. 電子納品とは, …(以下略)</p>	<p>3. 設計図書とは, 仕様書, 図面, 質問回答書をいう。…(以下略)</p> <p>7. 質問回答書とは, 質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>8. …(中略)…発注者から変更または追加された設計図等をいう。…(以下略)</p> <p>9. 工事数量総括表とは, …(以下略)</p> <p>10. 指示とは, …(以下略)</p> <p>11. 承諾とは, …(以下略)</p> <p>12. 協議とは, …(以下略)</p> <p>13. 提出とは, 監督職員が受注者に対し, または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面その他の資料を説明し, 差し出すことをいう。</p> <p>14. 提示とは, …(以下略)</p> <p>15. 報告とは, …(以下略)</p> <p>16. 通知とは, 発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で, 監督職員が受注者に対し, または受注者が監督職員に対し, 工事の施工に関する事項について, 書面をもって知らせることをいう。</p> <p>17. 連絡とは, …(以下略)</p> <p>18. 納品とは, …(以下略)</p> <p>19. 電子納品とは, …(以下略)</p>

	平成30年度版	平成28年度版
1-1-2 用語の定義	21. 書面とは, …(以下略)	20. 書面とは, …(以下略)
	22. 工事写真とは, …(以下略)	21. 工事写真とは, …(以下略)
	23. 工事帳票とは, …(以下略)	22. 工事帳票とは, …(以下略)
	24. 工事書類とは, …(以下略)	23. 工事書類とは, …(以下略)
	25. 契約関係書類とは, …(以下略)	24. 契約関係書類とは, …(以下略)
	26. 工事完成図書とは, …(以下略)	25. 工事完成図書とは, …(以下略)
	27. 電子成果品とは, …(以下略)	26. 電子成果品とは, …(以下略)
	28. 工事関係書類とは, …(以下略)	27. 工事関係書類とは, …(以下略)
	29. 確認とは, 契約図書に示された事項について, 監督職員, 検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により, …(以下略)	28. 確認とは, 契約図書に示された事項について, 臨場もしくは関係資料により, …(以下略)
	30. …(中略)…その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	29. …(中略)…その内容を確かめることをいう。
	31. 工事検査とは, …(以下略)	30. 工事検査とは, …(以下略)
	32. 検査職員とは, …(以下略)	31. 検査職員とは, …(以下略)
	33. …(中略)…なお, 試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は, 受注者の負担とする。	32. …(中略)…なお, 試験機関での品質を確かめるために必要となる費用は, 受注者の負担とする。
	34. 工期とは, …(以下略)	33. 工期とは, …(以下略)
	35. 工事開始日とは, …(以下略)	34. 工事開始日とは, …(以下略)
	36. …(中略)…詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	35. …(中略)…詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
	37. 工事とは, …(以下略)	36. 工事とは, …(以下略)
	38. 本体工事とは, …(以下略)	37. 本体工事とは, …(以下略)
	39. 仮設工事とは, …(以下略)	38. 仮設工事とは, …(以下略)
	40. 工事区域とは, …(以下略)	39. 工事区域とは, …(以下略)
	41. 現場とは, …(以下略)	40. 現場とは, …(以下略)
	42. SIとは, …(以下略)	41. SIとは, …(以下略)
	43. 現場発生品とは, …(以下略)	42. 現場発生品とは, …(以下略)
	44. JIS規格とは, …(以下略)	43. JIS規格とは, …(以下略)

	平成30年度版	平成28年度版
1-1-4 施工計画書	1. …(中略)…受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に あ たらなければならない。…(以下略)	1. …(中略)…受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に 当 たらなければならない。…(以下略)
1-1-5 コリンズ (CORINS)への登録	(前略)…訂正時は適宜登録機関に登録 申 請をしなければならない。…(以下略)	(前略)…訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。…(以下略)
1-1-6 監督職員	3. …(中略)… (1)…(中略)…その理由を 受注者 から、聴取するものとする。…(以下略)	3. …(中略)… (1)…(中略)…その理由を 請負業者 から、聴取するものとする。…(以下略)
1-1-7 工事用地等の使用	4. …(中略)…設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、 速やかに 発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も 速やかに 発注者に返還しなければならない。	4. …(中略)…設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、 直ちに 発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も 遅延なく 発注者に返還しなければならない。
1-1-10 施工体制台帳	(追記) 2. 記載すべき内容(平成29年10月18日:ホームページに掲載) (1)建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項 (2)安全衛生責任者名, 安全衛生推進者名, 雇用管理責任者名 (3)監理技術者, 主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真 (4)一次下請負人となる警備会社の商号又は名称, 現場責任者名, 工期 3. 第1項の受注者は、…(以下略) 4. 第1項の受注者は、…(以下略) 5. …(中略)…その都度 速やかに 監督職員に提出しなければならない。	2. 第1項の受注者は、…(以下略) 3. 第1項の受注者は、…(以下略) 4. …(中略)…その都度 すみやかに 監督職員に提出しなければならない。
1-1-12 調査・試験に対する協力	5. …(中略)…調査対象工事となった場合は、 発注者がヒアリングを求めた際に 、これに応じなければならない。	5. …(中略)…調査対象工事となった場合は、 監督職員に、施工体制についてヒアリングを求められたときは これに応じなければならない。
1-1-13 工事の一時中止	3. …(中略)…また、受注者は工事の 再開 に備え工事現場を保全しなければならない。	3. …(中略)…また、受注者は工事の 続行 に備え工事現場を保全しなければならない。
1-1-16 支給材料及び貸与品	1. 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第16条第 8 項の規定に基づき…(以下略) 6. 受注者は、支給材料及び貸与 品 の修理等を行う場合、…(以下略)	1. 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第16条第 8 項の規定に基づき…(以下略) 6. 受注者は、支給材料及び貸与 物件 の修理等を行う場合、…(以下略)

	平成30年度版	平成28年度版
1-1-17 工事現場発生品	<p>2. …(中略)…監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前2項以外の…(以下略)</p>	<p>2. …(中略)…監督職員に引き渡すとともに、現場発生品調書を作成し監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前2項以外の…(以下略)</p>
1-1-18 建設副産物	<p>1. …(中略)…設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. …(中略)…建設副産物の取扱いにあつては、…(以下略)</p> <p>4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額100万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出しなければならない。また、最終請負金額が100万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておかなければならない。 なお、各書類は、特記仕様書等により、別途システムを利用し適正に登録・作成しなければならない。</p> <p>5. …(中略)…対象建設工事を請け負う場合は、…(以下略)</p>	<p>1. …(中略)…設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. …(中略)…建設副産物の取り扱いにあつては、…(以下略)</p> <p>4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、請負金額1,000千円以上の工事について、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成し、建設リサイクルデータ統合システムCREDASによる電子データとともに提出しなければならない。</p> <p>5. …(中略)…対象建設工事を請負った場合は…(以下略)</p>
1-1-20 工事完成検査	<p>3. 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p>	<p>3. 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して、検査日を通知するものとする。</p>
1-1-23 施工管理	<p>3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、…(以下略)</p> <p>5. …(中略)…その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、…(以下略)</p> <p>7. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、…(以下略)</p> <p>8. …(中略)…完成検査時までに監督職員へ提出しなければならない。…(中略)…及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、…(以下略)</p>	<p>3. 受注者は、施工に先立ち工事現場その周辺の一般通行人等が見易い場所に、…(以下略)</p> <p>5. …(中略)…その対応方法等に関して協議するものとする。また、…(以下略)</p> <p>7. 受注者は、工事中に物件を発見拾得した場合、…(以下略)</p> <p>8. …(中略)…完成検査時までに監督職員に提出しなければならない。…(中略)…及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、…(以下略)</p>

	平成30年度版	平成28年度版
1-1-26 工事中の安全確保	<p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、柏市道路工事安全基準(平成29年9月29日改定)を参考にして、…(以下略)</p> <p>2. …(中略)…流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>7. 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、…(以下略)</p> <p>13. 監督職員が、労働安全衛生法(平成27年5月改正 法律第17号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、…(以下略)</p> <p>14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成27年5月改正 法律第17号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。…(以下略)</p> <p>18. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達 平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日)、柏市道路工事安全基準(平成14年4月1日制定)を参考にして、…(以下略)</p> <p>2. …(中略)…流水及び水陸交通の支障となるような行為、公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>7. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、…(以下略)</p> <p>13. 監督職員が、労働安全衛生法(平成26年6月改正 法律第82号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、…(以下略)</p> <p>14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成26年6月改正 法律第82号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。…(以下略)</p> <p>18. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。</p>
1-1-27 爆発及び火災の防止	<p>受注者は、火気の使用については、以下の規定による。…(以下略)</p>	<p>受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。…(以下略)</p>
1-1-30 環境対策	<p>4. 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正平成23年7月13日付国総環第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の…(以下略)</p>	<p>4. 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の…(以下略)</p>

	平成30年度版	平成28年度版
1-1-30 環境対策	<p>6. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達, 昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示, 平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。</p> <p>7. 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。)」第10条の規定により…(以下略)</p>	<p>6. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(建設省告示, 平成9年7月31日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。</p> <p>7. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあつては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。)」第10条の規定により…(以下略)</p>
1-1-31 文化財の保護	<p>1. 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、…(以下略)</p> <p>2. 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、…(以下略)</p>	<p>1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、…(以下略)</p> <p>2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、…(以下略)</p>
1-1-32 交通安全管理	<p>4. …(中略)…区画線及び道路標示に関する命令(平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号)、柏市道路工事現場における…(以下略)</p> <p>7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。…(以下略)</p> <p>9. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正 政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成28年7月15日改正 政令第258号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成27年9月改正 法律第76号)第57条に基づく許可を…(以下略)</p>	<p>4. …(中略)…区画線及び道路標示に関する命令(平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号)、(昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号)、柏市道路工事現場における…(以下略)</p> <p>7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料設備を保管してはならない。…(以下略)</p> <p>9. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正 政令第424号)(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令(平成26年4月改正 政令第169号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成26年6月改正 法律第69号)第57条に基づく許可を…(以下略)</p>

	平成30年度版	平成28年度版
1-1-32 交通安全管理	10. …(中略)… (2)受注者は、ダンプトラックを使用する工事施工に あたっては 、…(中略)… (3)…(中略)…交通安全に関する配慮に欠けるもの または 業務に関し…(以下略)	10…(中略)… (2)受注者は、ダンプトラックを使用する工事施工に 当たっては 、…(中略)… (3)…(中略)…交通安全に関する配慮に欠けるもの 又は 業務に関し…(以下略)
1-1-34 諸法令の遵守	(2)建設業法 (平成26年6月改正 法律第69号) (4)労働基準法 (平成27年5月改正 法律第31号) (5)労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第17号) (8)雇用保険法 (平成28年6月改正 法律第63号) (9)労働者災害補償保険法 (平成27年5月改正 法律第17号) (10)健康保険法 (平成28年11月改正 法律第84号) (11)中小企業退職金共済法 (平成28年6月改正 法律第66号) (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成28年5月改正 法律第47号) (13)出入国管理及び難民認定法 (平成28年11月改正 法律第89号) (14)道路法 (平成28年3月改正 法律第19号) (15)道路交通法 (平成27年9月改正 法律第76号) (17)道路運送車両法 (平成28年11月改正 法律第86号) (20)河川法 (平成27年5月改正 法律第22号) (22)港湾法 (平成28年5月改正 法律第45号) (23)港則法 (平成28年5月改正 法律第42号) (25)下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号) (26)航空法 (平成28年5月改正 法律第51号) (29)森林法 (平成28年5月改正 法律第47号) (31)火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号) (32)大気汚染防止法 (平成27年6月改正 法律第41号) (34)水質汚濁防止法 (平成28年5月改正 法律第47号) (37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成27年7月改正 法律第58号) (39)砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	(平成25年6月改正 法律第69号) (平成24年6月改正 法律第42号) (平成26年6月改正 法律第82号) (平成26年6月改正 法律第69号) (平成26年6月改正 法律第69号) (平成26年6月改正 法律第83号) (平成26年6月改正 法律第69号) (平成25年11月改正 法律第86号) (平成26年6月改正 法律第74号) (平成26年6月改正 法律第72号) (平成26年6月改正 法律第69号) (平成26年6月改正 法律第69号) (平成26年6月改正 法律第69号) (平成26年6月改正 法律第91号) (平成21年7月改正 法律第69号) (平成26年6月改正 法律第69号) (平成26年6月改正 法律第70号) (平成26年6月改正 法律第69号) (平成26年6月改正 法律第69号) (平成26年6月改正 法律第72号) (平成25年6月改正 法律第60号) (平成26年6月改正 法律第69号) (平成26年6月改正 法律第69号)

	平成30年度版	平成28年度版
1-1-34 諸法令の遵守	(40)電気事業法 (平成28年6月改正 法律第59号)	(平成26年6月改正 法律第72号)
	(41)消防法 (平成27年9月改正 法律第66号)	(平成26年6月改正 法律第69号)
	(43)建築基準法 (平成28年6月改正 法律第72号)	(平成26年6月改正 法律第92号)
	(48)海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)	(平成21年7月改正 法律第69号)
	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	(平成26年6月改正 法律第55号)
	(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	(平成15年7月改正 法律第119号)
	(60)漁業法 (平成28年5月改正 法律第51号)	(平成26年6月改正 法律第69号)
	(61)空港法 (平成25年6月改正 法律第76号)	(平成26年6月改正 法律第76号)
	(63)厚生年金保険法 (平成28年11月改正 法律第84号)	(平成25年6月改正 法律第63号)
	(64)航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)	(平成16年6月改正 法律第84号)
	(67)職業安定法 (平成28年5月改正 法律第47号)	(平成26年6月改正 法律第67号)
	(68)所得税法 (平成28年11月改正 法律第89号)	(平成26年6月改正 法律第91号)
	(69)水産資源保護法 (平成27年9月改正 法律第70号)	(平成26年6月改正 法律第69号)
	(70)船員保険法 (平成28年11月改正 法律第87号)	(平成26年6月改正 法律第83号)
	(71)著作権法 (平成28年5月改正 法律第51号)	(平成26年6月改正 法律第69号)
	(72)電波法 (平成27年5月改正 法律第26号)	(平成26年6月改正 法律第69号)
	(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)	(平成26年6月改正 法律第69号)
	(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成28年3月改正 法律第17号)	(平成26年6月改正 法律第69号)
	(76)毒物及び劇物取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)	(平成23年12月改正 法律第122号)
	(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成27年6月 法律第50号)	(平成17年5月法律第51号)
	3. 受注者は、当該工事の計画、 契約図面 、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には 速やかに 監督職員と協議しなければならない。	3. 受注者は、当該工事の計画、 図面 、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には 直ちに 監督職員と協議しなければならない。

	平成30年度版	平成28年度版
1-1-35 官公庁等への の手續等	<p>3. 受注者は、諸手續において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように…(以下略)</p> <p>6. …(中略)…誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p>7. …(中略)…これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、…(以下略)</p>	<p>3. 受注者は、諸手續にかかる許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提示しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように…(以下略)</p> <p>6. …(中略)…誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>7. …(中略)…これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、…(以下略)</p>
1-1-37 工事測量	<p>2. …(中略)…変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、…(以下略)</p> <p>4. 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある…(以下略)</p>	<p>2. …(中略)…変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、…(以下略)</p> <p>4. 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある…(以下略)</p>
1-1-38 不可抗力による 損害	<p>2. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。…(中略)…</p> <p>(3) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合…(以下略)</p>	<p>2. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めた基準」とは、以下の各号に掲げるものをいう。…(中略)…</p> <p>(3) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合…(以下略)</p>
1-1-39 特許権等	<p>3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成28年5月27日改正法律第51号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、…(以下略)</p>	<p>3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、…(以下略)</p>
第3編 土木工事共通編		
1-1-3 工事監督支援業務の 担当技術者	<p>受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した担当技術者の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する担当技術者については、監督職員から通知するものとする。</p> <p>(1)…(中略)…また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。…(以下略)</p>	<p>受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した工事監督支援業務の担当技術者(以下「担当技術者」という。)の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先および工事を担当する技術者については、監督職員から通知するものとする。</p> <p>(1)…(中略)…また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。…(以下略)</p>

	平成30年度版	平成28年度版
1-1-4 支給材料及び貸与品	土木工事にあつては、第1編の1-1-16 支給材料及び貸与品の規定による。	土木工事にあつては、第1編の1-1-16 支給材料及び貸与品の規定によらなけれ ばならない。
1-1-5 監督職員に よる確認及 び立会等	2. 監督職員は、必要に応じ、工事現場ま たは製作工場において立会し、…(以下略) 6. 段階確認は、以下に掲げる各号に基づ いて行うものとする。…(中略)… (3)…(中略)…工事完成時まで監督職員 へ提出しなければならない。 表1-1 段階確認一覧表 バーチカルドレーン工 ペーパドレーン等	2. 監督職員は、必要に応じ、工事現場又 は製作工場において、立会し、…(以下略) 6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づい て行うものとする。…(中略)… (3)…(中略)…工事完成時まで監督職員 に提出しなければならない。 ペーパドレーン
1-1-7 品質証明	(1)…(中略)…事前に品質確認を行い、受 注者はその結果を所定の様式により、… (中略)… (5) 品質証明員を定めた場合、受注者は 書面により氏名、…(以下略)	(1)…(中略)…事前に品質確認を行い、そ の結果を所定の様式により、…(中略)… (5) 品質証明員を定めた場合、書面により 氏名、…(以下略)
1-1-9 中間検査	4. …(中略)…以下の各号に掲げる検査を 行うものとする。…(以下略)	4. …(中略)…以下の各号に掲げる検査を 行う。…(以下略)
1-1-10 施工管理	1. 土木工事にあつては、第1編の1-1- 23施工管理の規定に加え以下の規定によ る。	1. 土木工事にあつては、第1編の1-1- 23施工管理の規定に加え以下の規定によ らなければならない。
1-1-14 提出書類	2. …(中略)…監督職員に関する措置請 求に係わる書類及びその他現場説明の際 指定した書類をいう。	2. …(中略)…監督職員に関する措置請 求に係わる書類をいう。
1-1-15 創意工夫	(前略)…監督職員に提出することができる 。	(前略)…監督職員に提出することが出来 る。
別表 提出書類一 覧	11 再生資源利用実施書 様式の種類等:コブリス 備考:空欄	11 再生資源利用計画書(実施書) 様式の種類等:国様式 備考:クレダス
	12 再生資源利用促進実施書 様式の種類等:コブリス 備考:空欄	12 再生資源利用促進計画書(実施書) 様式の種類等:国様式 備考:クレダス
	(追記) 13 建設副産物情報交換システム工事登録 証明書 提出部数:1 様式の種類等:コブリス 監督課:1	
	14 工事履行報告書	13 工事履行報告書

	平成30年度版	平成28年度版
別表 提出書類一 覧	15 出来形管理記録	14 出来形管理記録
	16 品質管理記録	15 品質管理記録
	17 安全対策に関する報告書	16 安全対策に関する報告書
	18 工事写真	17 工事写真
	19 出来形数量整理綴	18 出来形数量整理綴
	20 納品伝票整理集計表	19 納品伝票整理集計表
	21 薬液注入一覧	20 薬液注入一覧
	22 段階確認書	21 段階確認書
	23 工事打合せ簿	22 工事打合せ簿
	24 出来形図(赤黒図)	23 出来形図(赤黒図)
	25 出来高内訳書	24 出来高内訳書
	26 建設業退職金共済証 紙貼付実績書	25 建設業退職金共済証 紙貼付実績書
	27 検査願届	26 検査願届
	28 竣工図, 管理図	27 竣工図, 管理図
29 引渡し書	28 引渡し書	